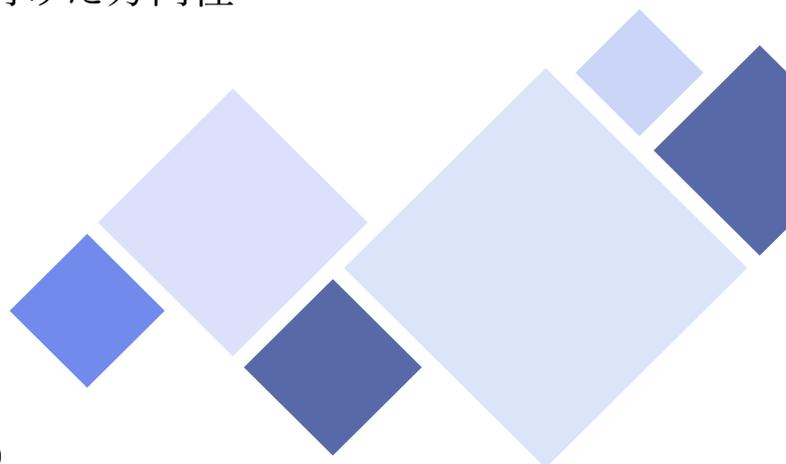


第5章

中央区路上駐輪対応方針

- 1 中央区路上駐輪対応方針の概要
- 2 自転車の路上駐輪状況調査
- 3 路上駐輪の削減に向けた課題
- 4 路上駐輪への対応
- 5 路上駐輪の削減に向けた方向性



第5章 中央区路上駐輪対応方針

1 中央区路上駐輪対応方針の概要

道路上に駐輪された自転車は、高齢者や子ども、障害のある方等の歩行者の通行の妨げとなり、怪我の原因や、災害時の活動の支障となります。1台の路上に駐輪された自転車が他の自転車を誘発し、多くの路上駐輪自転車を発生させることもあり、路上駐輪に対し、積極的に対応していく必要があります。

区では、「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、道路上にある自転車の撤去や、路上駐輪を防止する啓発、駐輪場の設置を行っています。

しかしながら、近年の人口増加等により、駅前放置自転車台数はもとより、駅から離れた買い物や通院等の短時間利用による自転車の路上駐輪が目立つようになってきています。

路上に駐輪している自転車の削減に向け、効果的に対応していくために、区内全域における現状の駐輪状況を把握し、今後の対策の方向性を「中央区路上駐輪対応方針」として整理しました。

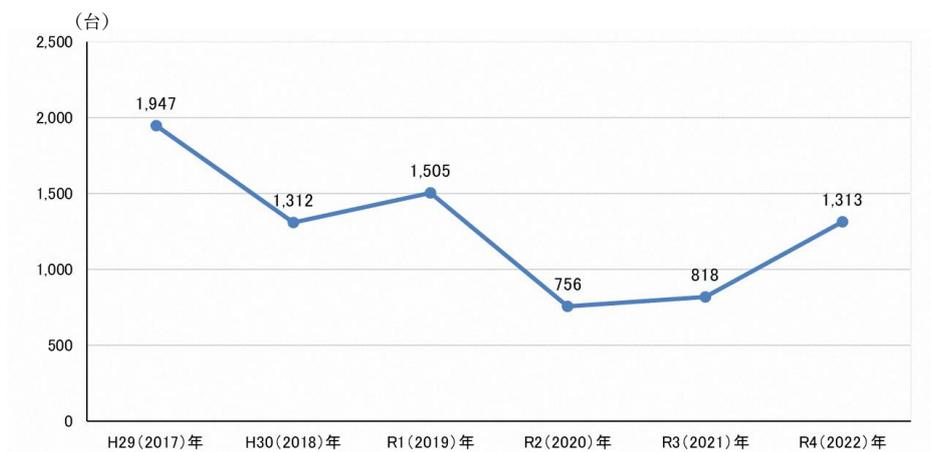


図 5-1 駅前放置自転車台数の推移

出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）を基に作成



図 5-2 路上駐輪の状況例

2 自転車の路上駐輪状況調査

(1) 調査概要

区内の駐輪状況を把握するため、道路上にある自転車の台数の調査（路上駐輪台数調査）と駐輪場の利用台数の調査（駐輪場利用台数調査）を行いました。

路上駐輪台数調査

<調査範囲>

- 区内における国道・都道・区道すべて

<調査日時>

- 令和5年6月下旬～7月上旬の平日
- おおむね14:00～17:00

<調査方法>

- 道路上にある自転車台数を調査
- 所有者が近くにいない自転車が対象
- 民地内に車輪の一部が入っている場合は対象外

駐輪場利用台数調査

<調査範囲>

- 区内の把握できる区立駐輪場および民営駐輪場

<調査日時>

- 令和5年6月下旬～7月上旬の平日
- おおむね14:00～17:00

<調査方法>

- 駐輪場の一時利用置き場と定期利用置き場それぞれの駐輪台数を調査

(2) 調査結果

1) 路上駐輪状況

路上駐輪台数を、区内を100m四方に区切った区画ごとに色分けし、図5-3に示します。

路上駐輪台数は、東日本橋、人形町、茅場町、銀座、築地、明石町、新川で多い状況です。八重洲、勝どき、晴海では他の地区と比べて少ないものの、区画内では、1~5台の自転車が路上に置かれている状況です。

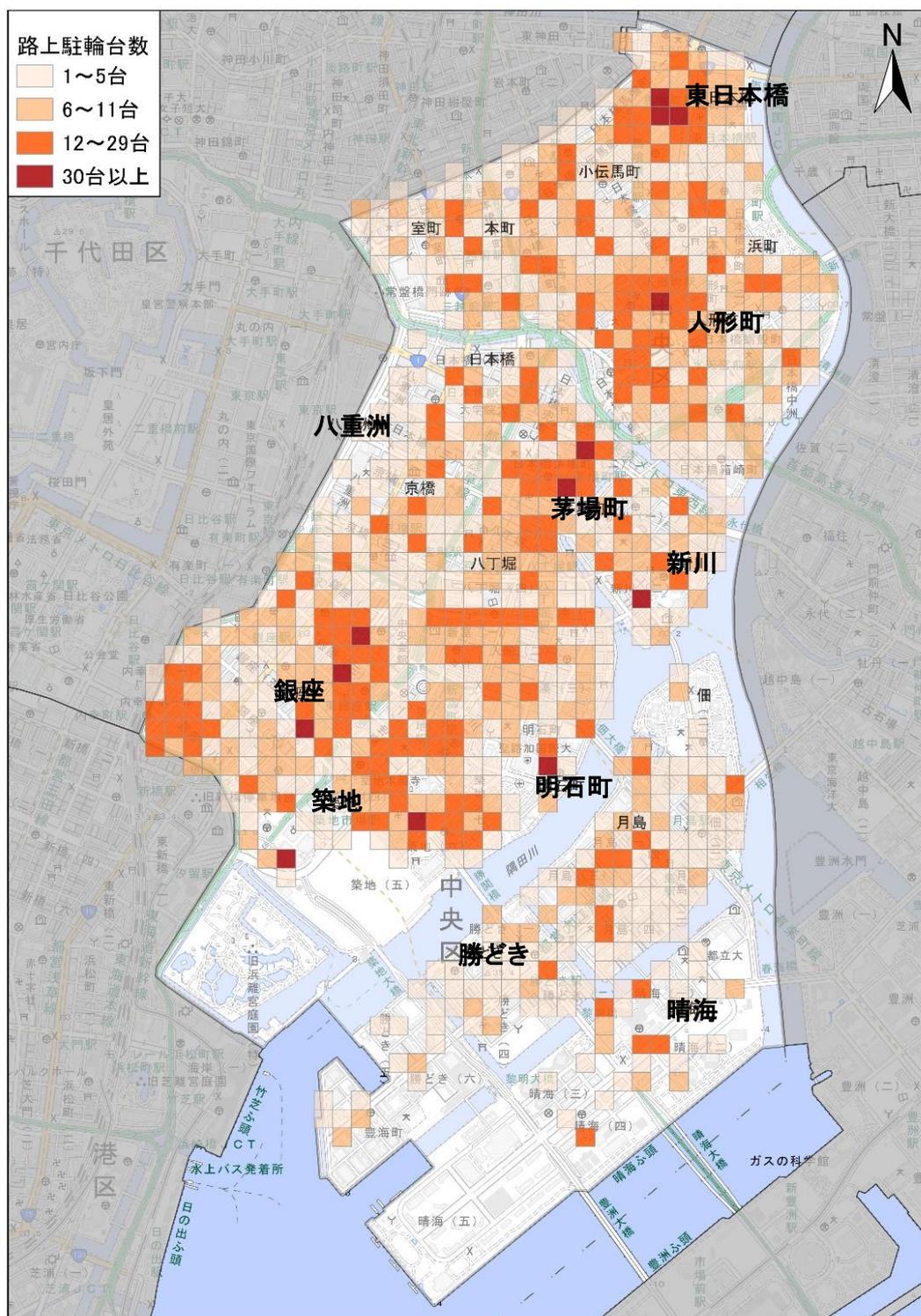


図 5-3 区内の路上駐輪の状況

2) 駅周辺の路上駐輪の状況

鉄道駅と路上駐輪台数の関係を図 5-4 に示します。

路上駐輪台数は、馬喰町駅・馬喰横山駅・東日本橋駅周辺や茅場町駅、東銀座駅周辺で多い傾向です。また、駅から離れた明石町や新川でも路上駐輪台数が多くなっています。

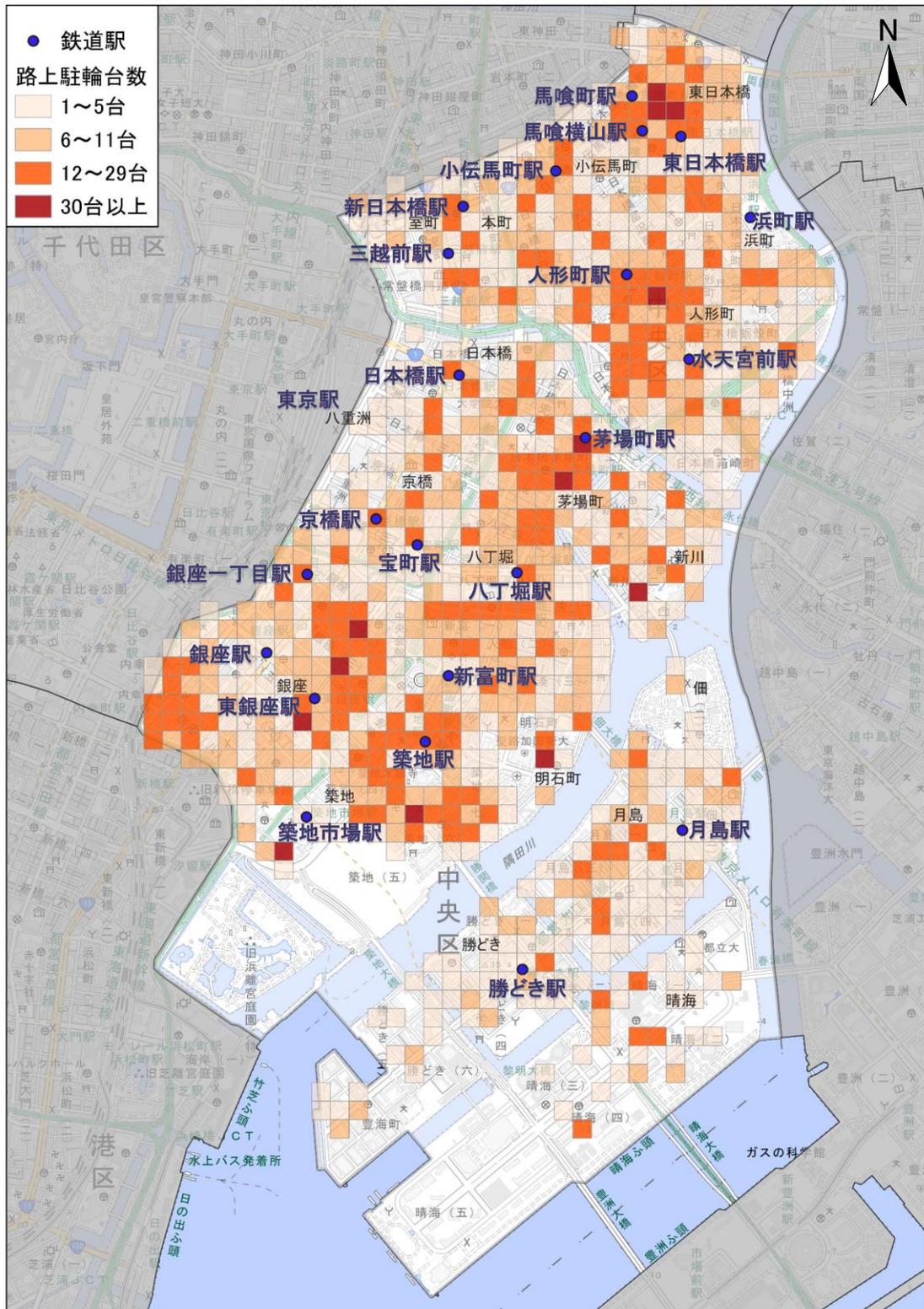


図 5-4 駅周辺の路上駐輪の状況

3) 放置禁止区域の路上駐輪の状況

放置禁止区域と路上駐輪台数の関係を図 5-5 に示します。

放置禁止区域内では、路上駐輪台数は少ない傾向であり、放置禁止区域を指定することは路上駐輪台数の削減に効果があると考えられます。一方で、放置禁止区域の境界にあたる放置禁止区域外の一部の区画で、路上駐輪台数が多くなっています。

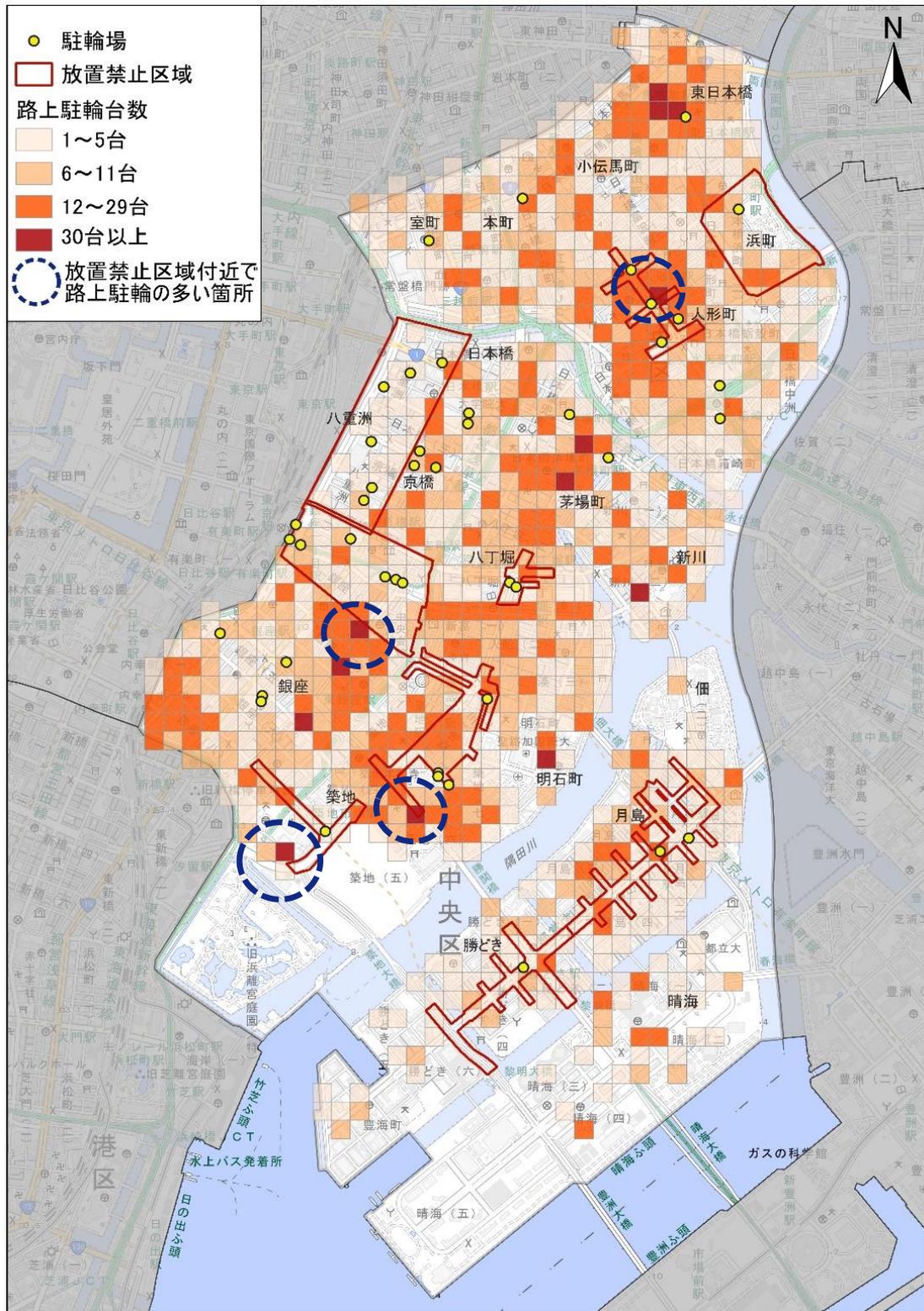


図 5-5 放置禁止区域の路上駐輪の状況

4) 駐輪場の利用状況

調査した駐輪場を図 5-6 に示します。区立駐輪場 22 カ所、民営駐輪場 22 カ所を調査しました。

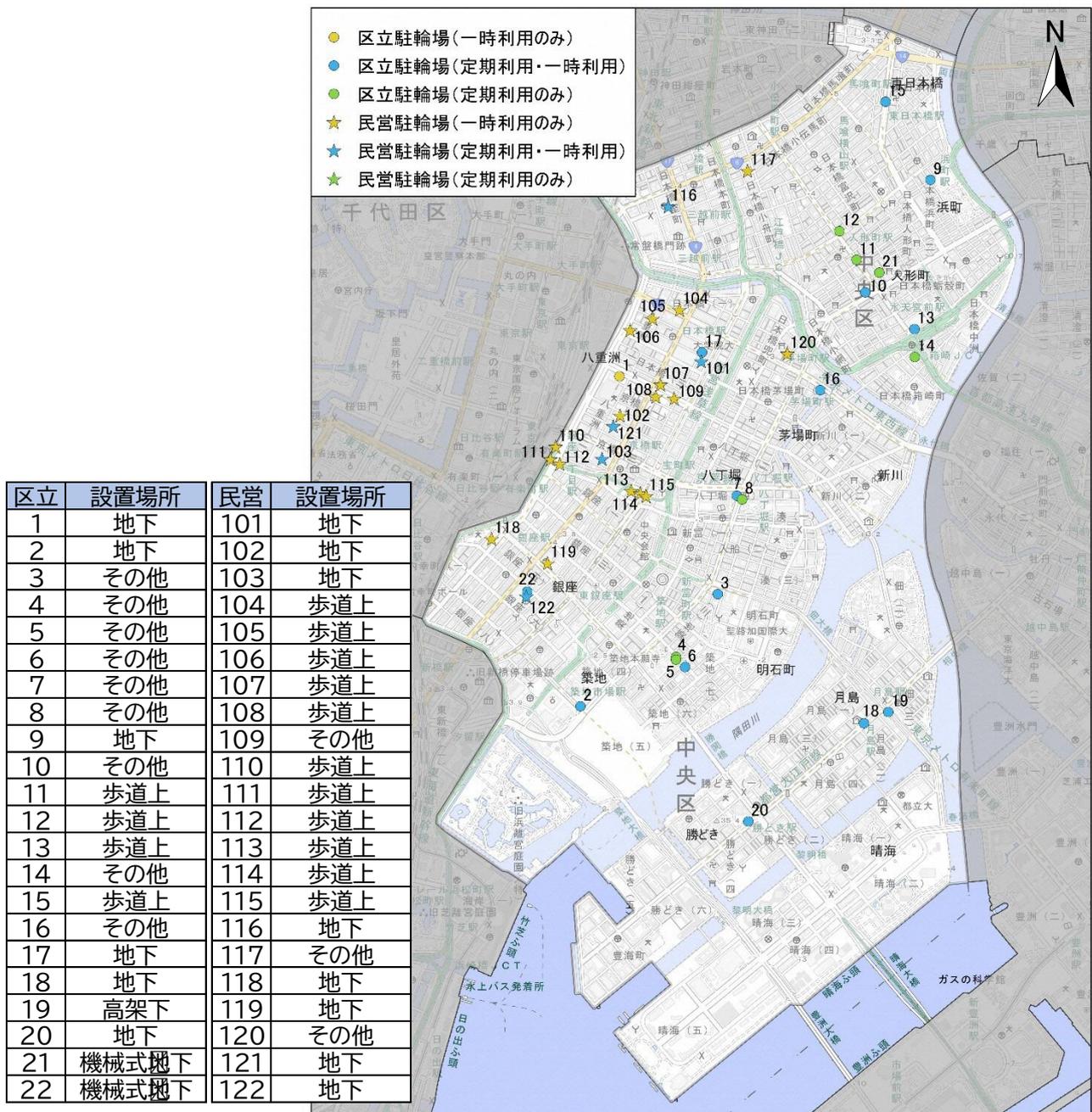


図 5-6 駐輪場調査箇所

※駐輪場の設置場所「その他」は、歩道上を除いた、公共用地や、民間施設等の敷地内（地上）に整備された駐輪場。

調査実施日における一時利用・定期利用を合わせた駐輪場の利用率と、路上駐輪台数の関係を図 5-7 に示します。

八重洲等の歩道上にある駐輪場は利用率が高く、地下にある駐輪場は歩道上に設置した駐輪場と比較すると利用率が低い傾向にあります。銀座、明石町、新川での路上駐輪台数が多い区画の近くには駐輪場が少ない状況です。東日本橋では、駐輪場の利用率が高く、路上駐輪台数も多いことから、駐輪場が不足傾向です。月島では、路上駐輪台数が多くある区画の近くには駐輪場があり、この駐輪場の一時利用と定期利用の利用率を比較すると、一時利用は多く利用されているものの、定期利用は一時利用より利用率は低い状況です。

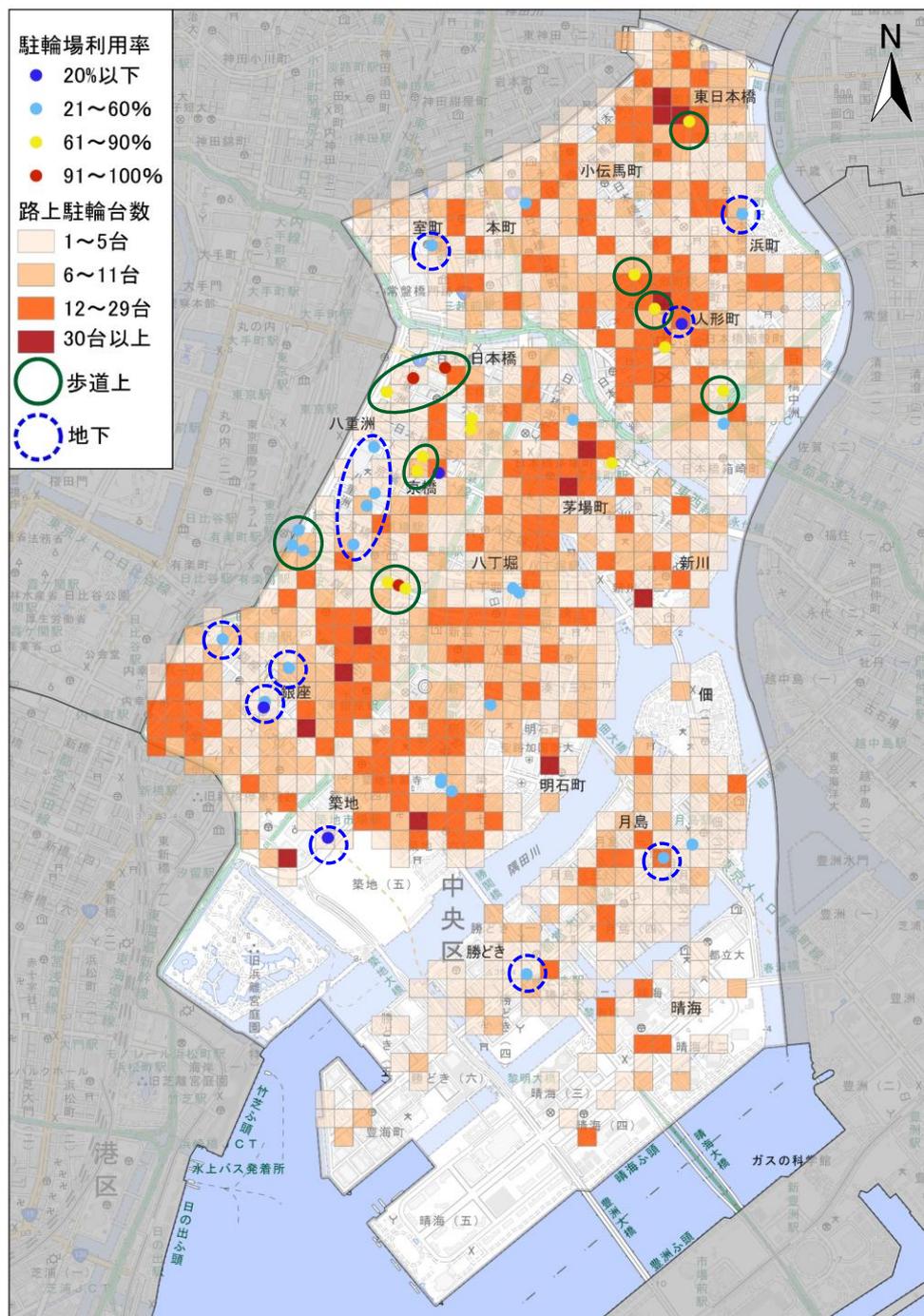


図 5-7 駐輪場の利用状況

5) 魅力拠点周辺における路上駐輪の状況

区内の主要な観光施設等の魅力拠点と路上駐輪台数の関係を図 5-8 に示します。

日本橋問屋街、築地場外市場、聖路加タワー等の買い物ができる魅力拠点では、路上駐輪が多い傾向です。

また、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等の生活利便施設の近くで路上駐輪が多くなっています。

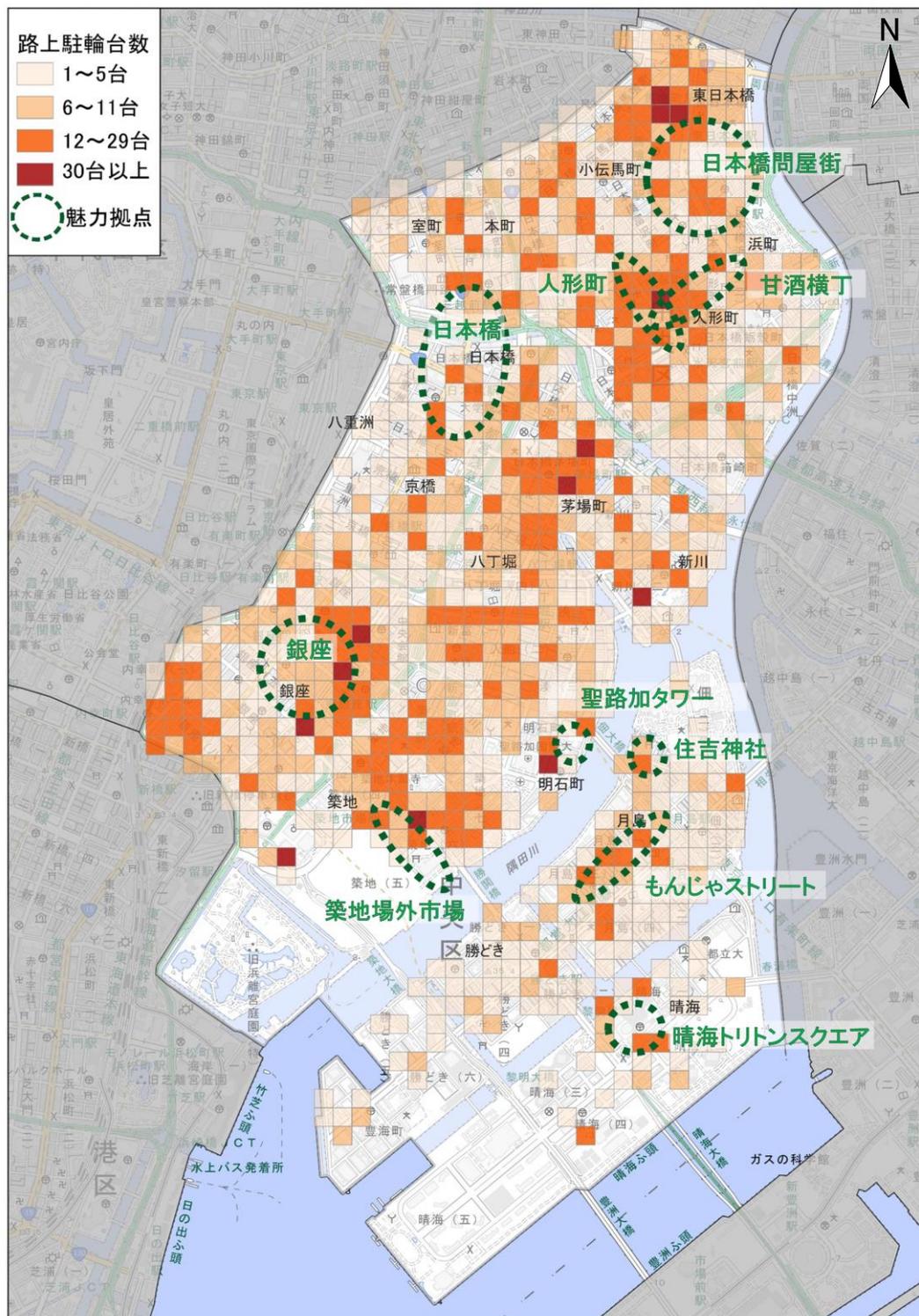


図 5-8 魅力拠点周辺における路上駐輪の状況

(3) 路上駐輪が多い区画の特性

調査結果を踏まえ、路上駐輪が多い区画の特性について、駐輪環境および周辺環境から整理しました。路上駐輪が多い区画を図 5-9、表 5-1 に示します。

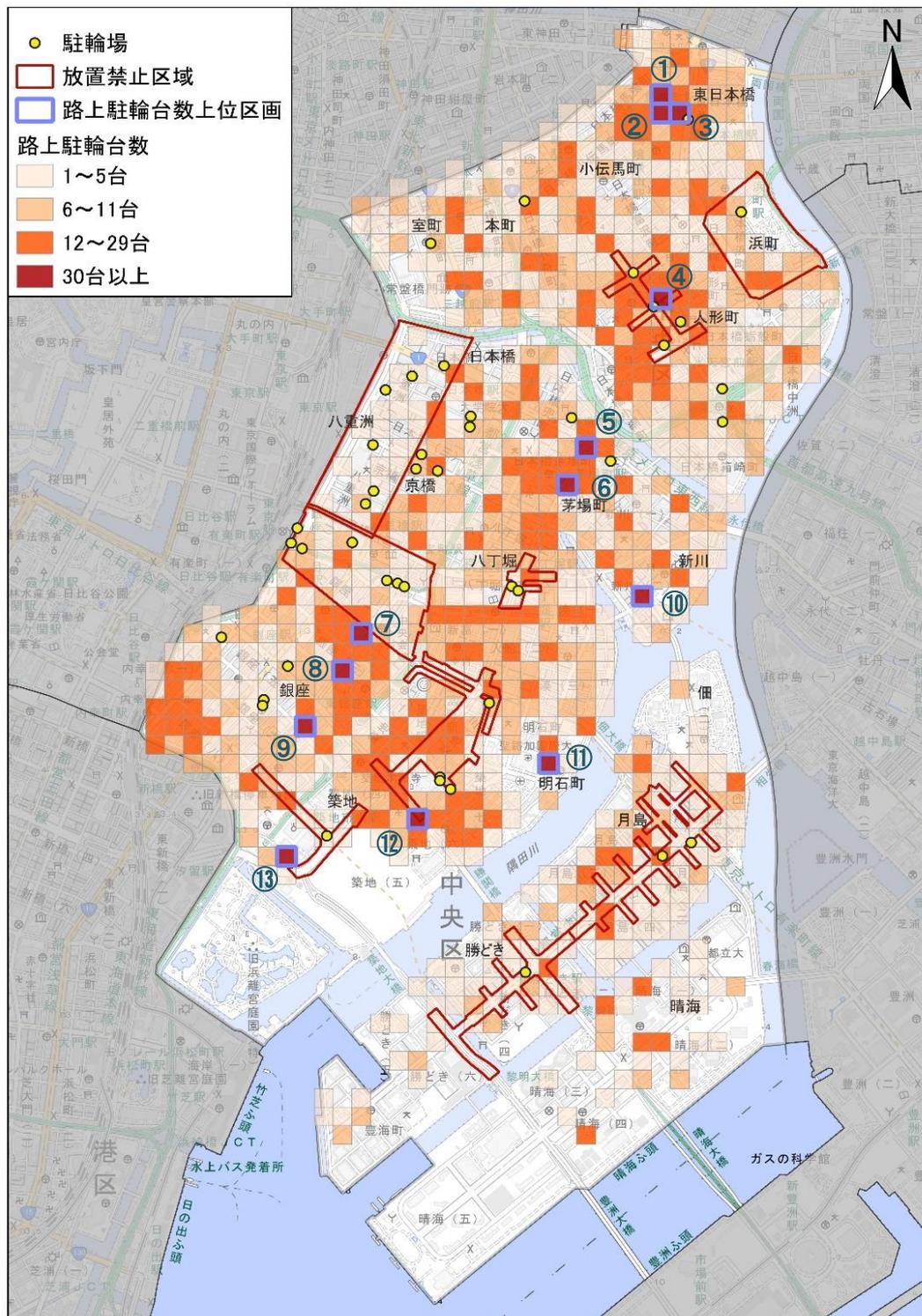


図 5-9 路上駐輪台数上位区画

表 5-1 路上駐輪台数上位区画

	地名	隣接※の駅および主な施設
①	日本橋横山町	馬喰町駅
②	東日本橋三丁目	馬喰横山駅、問屋街
③	東日本橋二丁目	東日本橋駅、問屋街
④	人形町一・二丁目	人形町駅、商店街
⑤	茅場町一・二丁目	茅場町駅
⑥	茅場町二・三丁目	茅場町駅
⑦	銀座二丁目	東銀座駅、商業施設
⑧	銀座三丁目	銀座駅、商業施設
⑨	銀座五丁目	東銀座駅、商業施設
⑩	新川二丁目	生活利便施設
⑪	明石町	病院、商業施設
⑫	築地六丁目	場外市場
⑬	築地五丁目	築地市場駅、庭園

※それぞれの該当区画もしくは、隣接の区画内にある鉄道駅。

駐輪環境

- ✓ 路上駐輪の多い①～③の区画は放置禁止区域外や、近く(該当区画や隣接する区画内)に駐輪場が少ない箇所が多い。

表 5-2 駐輪場設置有無と放置禁止区域の指定の有無

		近くに駐輪場の設置※	
		有	無
放置禁止区域の指定	有	④	
	無	③⑤	①②⑥⑦⑧ ⑨⑩⑪⑫⑬

※駐輪場の設置が「有」には、駐輪場の利用率が高く、駐輪ができない状態も含む。

周辺環境

- ✓ ①～④、⑦～⑨、⑪、⑫には問屋街、築地場外市場、聖路加タワー等の買い物ができる魅力拠点が立地。
- ✓ ⑩、⑪は駅から離れているが、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・飲食店等の生活利便施設が点在しており、短時間駐輪が多いと考えられる。

3 路上駐輪の削減に向けた課題

駐輪場の設置や、放置禁止区域の指定の有無により、路上駐輪特性を3つに分類し、特性ごとに課題を整理しました。

特性 A

- (1) 駐輪場を設置し、放置禁止区域に指定している区域では、駐輪場の利用の喚起と路上駐輪自転車への警告・撤去等の啓発活動が必要。

特性 B

- (1) 駐輪場の利用率が高く、駐輪可能台数が不足している場合、近隣の路上駐輪状況や、駐輪場の利用状況から駐輪需要を詳細に把握することが必要。
 (2) 駐輪場の利用率が低く、路上駐輪されているエリアは駐輪場の案内や、利用の喚起が必要。

特性 C

- (1) 駐輪場が少なく、路上駐輪台数が多いエリアでは、施設・地域ごとの駐輪需要に対応できる駐輪場の整備が必要。
 (2) 短時間の路上駐輪が多い、買い物ができる魅力拠点のあるエリアや、生活利便施設等が点在している駅から離れたエリアでは、短時間の路上駐輪が多く、施設内に一時利用ができる駐輪場の整備が必要。

表 5-3 路上駐輪特性の分類

		近くに駐輪場の設置※	
		有	無
放置禁止区域の指定	有	特性 A	
	無	特性 B	特性 C

※駐輪場の設置が「有」には、駐輪場に空きがないなどで駐輪ができない状態も含む。

4 路上駐輪への対応

路上駐輪自転車の削減に向けた対応として、第3章の施策2-2(1)~(3)に記載のとおり、既存駐輪場の利用の促進、駐輪場の設置の推進、啓発等を合わせて取り組んでいきます。また、国や都とも連携して各施策に取り組むことで、区内の路上駐輪自転車の削減を目指します。

施策2-2(1) 既存駐輪場の利用の促進

駐輪場の情報を広報するとともに、路上に駐輪しようとする人に対して、駐輪場の位置や、利用方法を説明し、駐輪場の利用を促します。

また、駐輪場の利用実態に合わせた、運営方法の検討を行います。



江戸バス車内での駐輪場周知▶

施策2-2(2) 駐輪場の設置の推進

民間施設や公共用地を活用した、駐輪場の整備を進めます。



区立清杉通り駐輪場▶

施策2-2(3) 路上駐輪自転車の削減へ向けた啓発等

路上駐輪自転車に対して、注意札や警告札の貼付等を行います。

また、放置禁止区域の指定等、路上駐輪の実態に応じた施策を検討していきます。



放置自転車の撤去作業▶

5 路上駐輪の削減に向けた方向性

前頁で示した路上駐輪の削減に向けた対応について、より効果的なものとするため、今後の検討の方向性を示していきます。

方向性 その1

多様な駐輪需要への対応

- ✓ 短時間駐輪や、近距離移動での駐輪、子ども乗せ自転車の駐輪等、さまざまな需要に対応できるよう、料金体系や利用資格の検討を行うとともに、定期利用台数と一時利用台数の配分や、駐輪スペースについても検討します。

【参考】区立駐輪場の利用資格等

定期利用資格

- 区内在住の方で、駐輪場指定の駅を利用し、通勤・通学等をしている方で、駅からおおむね300m以上離れている方。
- 区外在住の方で、駐輪場指定の駅で下車し、駅からおおむね300m以上離れた中央区内にある会社・学校に通勤・通学する方。

注記1: おひとり一台・一カ所の利用に限ります。

注記2: 自宅やマンション、会社の駐輪場代わりとしての利用はできません。

注記3: 事業所や営業用としての利用はできません。

定期利用料金

		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	12ヵ月
区民	一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学生	1,000円	2,500円	5,000円	10,000円
区民以外		2,000円	5,500円	11,000円	22,000円

一時利用料金

- 最初の2時間は無料。
- 以降8時間ごとに100円ずつ加算。

駐輪場の設置の推進

- ✓ 中央区自転車の放置防止に関する条例に基づき、駐輪場の設置を推進していきます。
- ✓ 駅から離れたエリアでの駐輪需要に対応するため、開発等によって新たに整備される商業施設、共同住宅やオフィスビル等、自転車の利用が想定される施設に対し、駐輪場の設置に向けて取り組みます。
- ✓ 駐輪場の設置にあたっては、民間施設の利用者用の駐輪場はもとより、公共的に利用できる駐輪場の整備を要請していきます。
- ✓ 広幅員の歩道等、公共用地を有効に活用した駐輪場の整備に向け、道路管理者等と連携・調整を図ります。

【参考】駐輪場整備に関する区の条例・要綱

中央区自転車の放置防止に関する条例(第八条)

- 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な駐輪場を設置するよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

開発に伴う駐輪場整備を促す条例・要綱

	対象	目的	駐輪場に関する記述
中央区まちづくり基本条例	・都市開発諸制度の活用による建築 ・敷地面積が3,000㎡以上の建築	開発事業がまちづくりを進めていく上で重要な役割を果たすことを踏まえ、開発事業者に求める開発計画への反映事項を定めたもの。	地域用 に時間単位等の利用が出来るように自転車駐車を整備。 (駐車場設置等の交通対策の項目から選択)
中央区市街地開発事業指導要綱	100㎡以上の開発事業	建築計画にあたっての計画上の配慮や環境・防災対策など行政施策に関わる事項について規定したもの。	住宅、共同住宅、寄宿舍等において、 開発建築物に居住する者の自転車を敷内に駐車させるため 、必要と認められる台数分の自転車駐車を確保すること。 住宅等以外の用途 にあつては、当該用途に応じて区長が必要と認める台数分の自転車駐車を確保すること。

【参考】駐輪場整備に関する国の法令

道路法施行令(令第7条第8号、第11条の8)

- 道路法施行令の改正により、平成17年4月1日から、道路に接する自転車駐車場に加えて、道路上の自転車駐車場についても道路附属物として位置付けられ、道路管理者が当該自転車駐車場を整備することが可能となった。

出典：国土交通省 平成18年11月通達

方向性 その3

放置禁止区域の指定・周知

- ✓ 駅周辺のみならず、駅から離れたエリアにおいても、適切に駐輪需要の動向を把握し、需要を満たす駐輪場の確保と放置禁止区域の指定の必要性を検討します。
- ✓ 放置禁止区域の周知にあたっては、HP 等を用いて分かりやすく広報するとともに、地域の景観に配慮した表示方法を検討します。

方向性 その4

路上駐輪の特性に応じた対応

- ✓ 駅から離れたエリアでの、短時間駐輪による路上駐輪自転車は増加していくと考えられます。効果的・効率的に路上駐輪自転車の削減を進めるため、継続的に調査を実施していきます。
調査結果を基に、周辺環境等を考慮するとともに、駐輪特性に応じた啓発活動や、駐輪場の整備の促進等に取り組んでいきます。

路上駐輪特性の分類

■特性 A の対応

- 駐輪場や放置禁止区域の案内を行います。
- 路上駐輪自転車への警告・撤去を行います。

■特性 B の対応

- 駐輪場の案内や、路上駐輪自転車への注意・警告・撤去を行います。
- 既存駐輪場の利用状況や駐輪需要に合わせた駐輪場の整備を促進します。
- 路上駐輪状況や、駐輪場の整備状況をふまえ、放置禁止区域の見直しを検討します。

■特性 C の対応

- 開発等の機会を捉えた駐輪場整備や、歩道上等における駐輪場の整備を促進します。

		近くに駐輪場の設置	
		有	無
放置禁止区域の指定	有	特性 A	
	無	特性 B	特性 C